

2010 年合格目標
行政書士公開セミナー

TAC式民法プレ講義& 効果的な学習計画

●CONTENTS●

1. 2010 年度行政書士試験概要
2. 民法プレ講義
3. 学習計画の立て方
4. TAC本科生コースについて

TAC行政書士講座

1. 2010 年度行政書士試験概要

(1) 試験概要 (予定)

実施日 平成 22 年 11 月 14 日 (日)
試験時間 13 時～16 時 (3 時間)
受験資格 特になし
願書提出 8 月上旬～9 月上旬
試験内容 法令科目 (46 問、マークシート式および 40 字記述式)
一般知識科目 (14 問、マークシート方式)

(2) 合格基準

- ◆全体の 60%以上の得点 (300 点満点中 180 点以上)
- ◆ただし、一般知識科目で 40%以上の得点をすることも条件 (24 点以上が基準点)

(3) 平成 21 年度試験出題内訳

		五肢択一式	多肢選択式	記述式
法令	基礎法学 8	2 問	—	—
46 問	☆憲法 28	5 問	1 問	—
	☆行政法 112	19 問	2 問	1 問
	☆民法 76	9 問	—	2 問
	商法 20	5 問	—	—
一般知識	政治経済社会 28	7 問		
14 問	☆情報通信・個人情報保護 16	4 問		
	☆文章理解 12	3 問		
配点		1 問 4 点	1 問 8 点	1 問 20 点

B. 即時取得

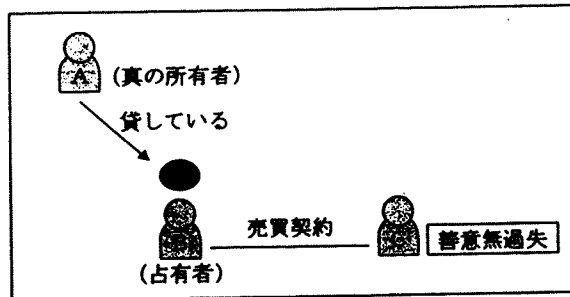
(1) 意義

【192条】

取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。

趣旨

動産は、取引が頻繁に行われ、引渡しによって第三者にもその所有権の取得を対抗できるため、不動産のように登記を調べて本当の所有者か否かを確認するといったことが困難である。そこで、動産を所持している者の占有を信頼して取引をした者の保護を図る必要性が大きいため、民法では、動産の占有には公信力を与え、即時取得の制度を設けた。例えば、Bが真の所有者Aから借りていたプレスレットを、CがBの所有物だと過失なく信じて買い受けた場合、Bの動産占有を信頼したCを保護して、Cがそのプレスレットの所有権を取得することができる制度が即時取得の制度である。



(2) 要件

即時取得は、動産取引の相手方が無権利者であってもその動産を取得できるようにする制度である。動産取引によって物を手に入れた者を保護する反面、真の権利者はその所有権を失ってしまうことになるので、どんな場合にも即時取得を認めるというわけにはいかず、要件に絞りをかけている。

●要件・効果●

- [要件] ① 動産であること
 ② 有効な取引による取得であること
 ③ 前主に処分権限のないこと
 ④ 取得者が平穩・公然・善意・無過失であること
 ⑤ 占有を開始したこと



[効果] 原始取得。

① 動産であること

登録済の自動車には即時取得の適用はない（最判昭62.4.24）。

金銭には即時取得の適用はなく、不当利得の問題として処理される（最判昭39.1.24）。

② 有効な取引による取得であること

競売による取得は、即時取得の適用がある（最判昭42.5.30）。

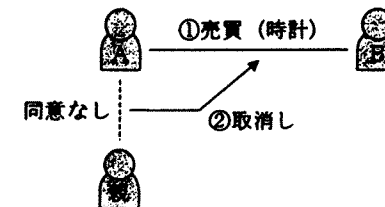
相続による取得や伐採による伐木の取得は、取引ではなく、即時取得の適用はない。

制限行為能力者や無権代理人が処分した場合は、取引自体に問題があるため、即時取得の適用はない。

詐欺・強迫・錯誤などの意思表示の瑕疵・不存在の場合は、取引自体に問題があるため、即時取得の適用はない。

◆事例◆

未成年者Aは、親の同意を得ることなく、自己所有の時計をBに売却したが、その後、Aは、制限行為能力者であることを理由として同契約を取り消した。

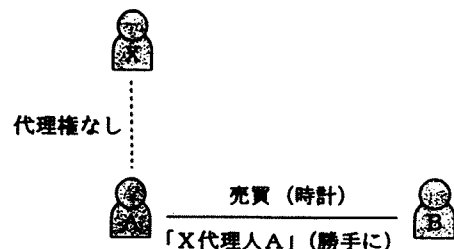


⇒ Bは、時計を即時取得することはできない。

Bに即時取得を認めてしまうと、制限行為能力者保護制度が骨抜きになってしまうからである。

◆事例◆

無権代理人Aは、Xから代理権を与えられていないのに、X所有の時計を代理人としてBに売却した。



⇒ Bは、時計を即時取得することはできない。

そもそも、即時取得制度は有効な取引における無権利者からの譲受人を保護するものであり、代理権の不存在という取引の瑕疵を治癒するものではない。また、代理権の存在を信頼したBの保護は、表見代理によって図るべきである。

③ 前主に処分権限のないこと

動産を処分する権限のない者から承継取得することが必要となる。

④ 取得者が平穩・公然・善意・無過失であること

平穩・公然・善意については、民法186条1項によって推定される。

無過失については、民法188条によって推定される（最判昭41.6.9）。占有者（前主）が占有物について行使する権利は適法に有するものと推定され（188条）、その結果、それを信じた者は無過失であると推定される。

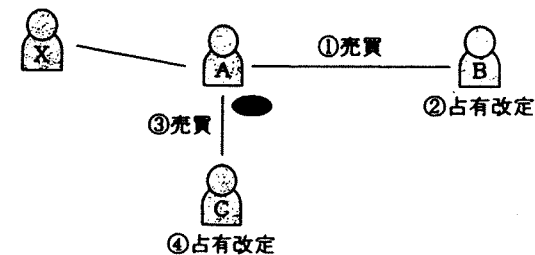
Point!

時効取得（162条・163条）の場合、平穩・公然・善意が推定される点は即時取得と同様であるが、無過失が推定されていない点が即時取得と異なる。したがって、取得時効を主張する場合には、無過失を立証する必要がある（最判昭46.11.11）。

⑤ 占有を開始したこと

◆事例◆

Aは、Xから借りている時計を、処分権限もないのに、Bに売却し、占有改定により引き続き時計を所持している。その後、Cにも同時計を売却し、やはり占有改定による引き続き時計を所持している。



⇒ 占有改定によっては即時取得できない（最判昭35.2.11）。

POINT

「占有を始めた」（192条）に占有改定は含まれるか。

A説 否定説	占有改定では「占有を始めた」とはいえない。
B説 肯定説	占有改定でも「占有を始めた」といえる。
C説 折衷説	占有改定で一応即時取得は成立するが、確定的ではなく、現実の引渡しを受けることによって確定的になる。

各説からの帰結

【占有改定しかしていないCに対する即時取得の成立】

Cの主観		A説	B説	C説
占有改定時	現実の引渡し時			
善意無過失	善意無過失	×(※1)	○	○(※2)
善意無過失	悪意	×	○	○(※2)
悪意	悪意	×	×	×

※1：現実の引渡しがあれば即時取得が認められる。

※2：現実の引渡しにより即時取得したことが確定する。ただし、Cの主観は占有改定時で判断する。

43

即時取得

難易度 ★★

H17年一問題28

次のア～オのうち、Aの所有するそれぞれの物について、Bが即時取得(民法192条)によりその所有権を取得できる可能性がある場合は、いくつあるか。

ア Aがその所有する建物をCに賃貸していたところ、Cがその建物を自己の所有する建物としてBに売却した場合

イ Aの所有する山林に生育する立木について、Bがその山林および立木を自己の所有するものであると誤信して、その立木を伐採した場合

ウ 成年被後見人Aは、その所有するパソコンをBに売却したが、Bは、Aが成年被後見人である事実について善意・無過失であった場合

エ Aの所有する自転車CをCが借りた後に駅前駐輪場に停めていたところ、Bがその自転車を自己の自転車と誤信して、その自転車の使用を継続した場合

オ Aの所有する宝石をCが盗み出し、CがこれをBに売却したが、Bは、その宝石が盗品である事実について善意・無過失であった場合

1 一つ 2 二つ 3 三つ 4 四つ 5 五つ

正解 1

参照 合格テキストP129～P130

ワンポイント
Check!

即時取得の要件

- ① 動産
- ② 有効な取引による取得
- ③ 前主に処分権限がない
- ④ 取得者が平穩・公然・善意無過失
- ⑤ 取得者が占有を開始した

ア × 建物は不動産であり(民法86条1項)、要件①を満たさないため、即時取得は成立しない。

イ × 立木は、原則として土地の定着物として不動産と扱われ(民法86条1項)、要件①を満たさないため、即時取得は成立しない。また、本肢は有効な取引によるものではなく、要件②も満たさない。

ウ × 成年被後見人は単独で有効な法律行為をすることはできず、有効な取引によるものではなく、要件②を満たさないため、即時取得は成立しない。

エ × 本肢は有効な取引によるものではなく、要件②を満たさないため、即時取得は成立しない。

オ ○ 宝石は動産であり(要件①)、BC間で売買契約が行われ(要件②)、Cは所有権を有しておらず(要件③)、Bは善意無過失である(要件④)。要件⑤については本肢からは明らかでないが、これを満たさないとする記述はなく、Bが即時取得する可能性はある。

以上より、即時取得により所有権を取得できる可能性があるのはオのみであり、肢1が正解となる。

3. 学習計画の立て方

(1) 基本スタンス

INPUT（講義）とOUTPUT（問題演習）の繰り返し。

(2) OUTPUTを中心に！

- × 全体を学習してから、模試をたくさん受ける。
- キリのいい箇所まで進んだら、その範囲で解ける問題を解いていく。



テキストだけではなく、問題集などアウトプット用の教材が必要！

(3) 学習の順序（受験経験者の場合）

①本格的な学習スタートの準備として、平成22年度版の市販書籍（1冊でまとめられているもの）で全体構造の復習をしておきましょう。この時点では問題演習は行わなくてもよいです。



全体の体系を見直しつつ

②講義・演習を通じて、試験合格に必要な知識を学び、問題を解く力をつけていくとともに、知識の定着化を図りましょう。

注意点1

「憲法→民法→行政法→一般知識→商法」という順で進めるのが理想的。「基礎法学・文章理解」は9月末まではノータッチでよい。



一通りのINPUT・OUTPUTが終了したら

③直前期（試験1ヶ月前）は、本試験スタイルで模試や答練を受け、身につけた知識の精度を高めて、本試験対応に仕上げていきましょう。

注意点2

試験1ヶ月前からは「答練」を利用し、時間内で合格点を出すために何をすればよいか考える、時間配分を考える、試験直前に必要となる細かな部分の暗記作業にも努めるなどの作業を行う。

(3) 学習の順序（初学者の場合）

①基本講義で、試験合格に必要な知識を学び、過去問演習や確認テストを通じて、問題を解く力をつけていきましょう。なお、基本講義の受講にあたって、予習は一切必要ありません。

注意点1

「憲法→民法→行政法→一般知識（文章理解含む）→商法・基礎法学」という順で進めるのが理想的。

注意点2

当面の目標は、毎回の講義についていくこととその復習を溜めないことを意識。



一通りのINPUT・OUTPUTが終了したら

②直前期（試験1ヶ月前）は、本試験スタイルで模試・答練を受け、身につけた知識の精度を高めて、本試験対応に仕上げていきましょう。

注意点

60問スタイルの答練は、初期段階では受ける必要はなく、試験1ヶ月前あたりから利用すれば十分。初期の学習段階における「問題を解く作業」は、全科目分をまとめて解くのではなく、小さなブロック別に解いていくことが大切。

4. TAC本科生コースについて

※各本科生クラスの詳細は、パンフレットP36～を参照ください。

MEMO

(1) 受験経験者（独学・通信教材のみで学習されていた場合）

① 時期による区別

■ 2月・3月頃からスタートする場合

⇒ 上級本科生クラス

■ 6月以降からスタートする場合

⇒ 実戦合格本科生クラス

② 内容による区別

■ INPUTとOUTPUTを並行して進めたい場合

⇒ 上級本科生クラス

■ OUTPUTを本格的にこなしたい場合

⇒ 実戦合格本科生クラス

(2) 受験経験者（TAC総合本科生を受講されていた場合）

■ もう一度総合本科生を受け直したい

⇒ 総合本科生クラス

■ 講義は受けたいけど、もう一度同じコースはちょっと…

⇒ 上級本科生クラス

■ 今年はINPUTよりもOUTPUT中心で学習を進めたい

⇒ 実戦合格本科生クラス

(3) 司法試験、司法書士試験の学習経験がある方

⇒ 実戦合格本科生クラス（または憲民学習者バック）

(4) 初学者の方、平成18年以降の行政書士試験受験経験のない方

■ 1月～5月頃からスタートする場合

⇒ 総合本科生クラス

■ 6月以降からスタートする場合

⇒ High Speed 本科生クラス